

(4) 学校保健関係職員等

① 養護教員

養護教員の研修は、新採用養護教員研修会、養護教員経験者研修会、中堅養護教員研修会の3段階に分け、教職員の服務と勤務、学校における救急処置、心に問題をもつ児童生徒の個別指導等について実施している(表5-1-9)。

今後とも、養護教員に対する研修の内容の充実を図り、資質の向上に努める必要がある。

② 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校保健法で、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するため学校に置くものと定められている。

昭和58年度の設置状況を見ると、学校医、学校歯科医はすべての学校に設置されているが、学校薬剤師は小・中学校においてわずかながら設置されない学校がある(表5-1-10)。

したがって、今後は、学校薬剤師の未設置校を解消するとともに、児童生徒の疾病・異常の被患状況を踏まえ、学校医の中に、眼科、耳鼻咽喉科などの専門医の確保に努める必要がある。

(5) 施設・設備

① 保健室

保健室の設置状況を見ると、小・中・高等学校とも設置率は極めて高くなっているが、一部の分校と小規模校においては兼用の保健室がある。保健室には、学校の種別、規模等に応じた設備・備品を適宜備えるべきものとされているが、十分な状況にあるとは言えない。

したがって、今後は、兼用保健室の解消を促進し、設備・備品の整備充実を図る必要がある。

② 学校環境

昭和55年度における学校環境衛生検査実施状況を見ると、各学校とも年3回以上実施している学校が多くを占めているが、学校保健法施行規則に定める学校環境衛生検査の項目のうち未実施の項目もあり、十分な検査実施状況と言えない(表5-1-11)。

表5-1-9 養護教員研修の参加人数

(単位：人)

研修名	年度							
	51	52	53	54	55	56	57	58
新採用養護教員研修	42	69	74	90	40	61	35	30
養護教員経験者研修会(5か年)	—	—	—	52	65	30	53	55
中堅養護教員研修会	—	—	—	30	30	30	30	31
児童・生徒疾病異常対策研修会	—	—	190	283	296	193	259	271

注：「保健体育課調査」(昭51～昭58)による。

表5-1-10 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の設置状況

(単位：校)

区分	学校数	項目		
		学校医	学校歯科医	学校薬剤師
小学校	622	622	622	616
中学校	245	245	245	243
高等学校	95	95	95	95
盲・聾・養護学校	18	18	18	18

注：1. 「保健体育課調査」(昭58)による。  
2. 学校数には、分校を含む。  
3. 小学校数には、休校中の学校(21校)を含まない。

表5-1-11 学校環境衛生定期検査実施状況

(単位：校)

項目	実施回数	検査実施項目上位6位										
		1位	2位	3位	4位	5位	6位					
小学校	561	98	117	158	17	162	の水泳プール の管理	管飲料水の 管理	学校の清潔	机・いす	便所の管理	食品衛生 の管理
中学校	253	42	64	90	10	42	管飲料水の 管理	の水泳プール の管理	照照度環 境及び	便所の管理	学校の清潔	の手洗飲 み場
高等学校	87	7	21	30	7	20	管飲料水の 管理	照照度環 境及び	学校の清潔	の水泳プ ール	浄化槽	便所の管理
養育・学 校	10	1	3	2	0	4	管飲料水の 管理	照照度環 境及び	便所の管理	の手洗飲 み場	ごみの処理	学校の清潔

注：「福島県保健協会調査」(昭55)による。